

いじめ防止基本方針

長崎市立小島中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「めざす生徒像」

- 志を高く持ち、自ら学ぶ生徒（知）
- 規律正しく、思いやりのある生徒（徳）
- 心身共に健やかでたくましい生徒（体）

「PTAとの連携」

- ・ PTA総会
- ・ 本部会
- ・ 理事会
- ・ 学年、学級PTA
- ・ 部活動振興会

「いじめ対策委員会」

- ・ 校長・教頭
- ・ 生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭
- ・ 教務主任・学年主任
- ・ SC・学校相談員 など
- ※ 必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・ 市教育委員会
- ・ 警察・法務局・スクールサポーター
- ・ 子育て支援課・児童相談所
- ・ 民生委員
- ・ 医療機関
- ・ 少年センター・育成協
- ・ 子どもを守るネットワーク
- ・ 学校評議員など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」（基本理念）

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのためいじめをさせない、いじめを許さない、目の届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。

（認識と対応）

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識に立ち、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。

（日常の取組）

- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

（早期発見と関係機関との連携）

- いじめの未然防止と早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進するものとする。

（人権意識と道徳心の涵養）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

（取組の評価）

- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

1 いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携を強化し、いじめ問題を自分たちの問題と捉える子供の自己指導能力と道徳実践力を身に付けた生徒を育成する。

- (1) 校内指導体制の確立と教職員の指導力の向上
- (2) 人権意識と生命尊重の態度、自己指導能力等の育成
- (3) 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- (4) 学校基本方針による取組の評価

2 いじめの早期発見

生徒に関する情報を全職員で共有するとともに、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように心掛ける。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- (1) 教職員による観察や情報交換
- (2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
- (3) 校内の「いじめ相談窓口」の周知と教育相談体制の整備
- (4) 相談機関等の周知

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員でかかえこまず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。対応にあたっては、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
- (2) いじめられた生徒またはその保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
- (4) 集団への働きかけと継続的指導
- (5) ネット上へのいじめへの対応

4 いじめ重大事案等、関係機関への報告と連携

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するように努める。

- (1) 調査を要する重大事態
 - ①生命、新進又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

5 いじめのサインとチェックポイント

(1) いじめられているこどもが発するサイン

① 服装

- ☐ 衣服の汚れ、破れがある
- ☐ 傷やあざがある

② しぐさや態度

- ☐ どこかおどおどして、脅えている
- ☐ 家族と視線を合わせない

③ 友だちとの関係

- ☐ 周りの友だちに異常なほど気をつかう
- ☐ 交友関係が急に変わった
- ☐ 嫌なあだ名で呼ばれる

④ 生活面

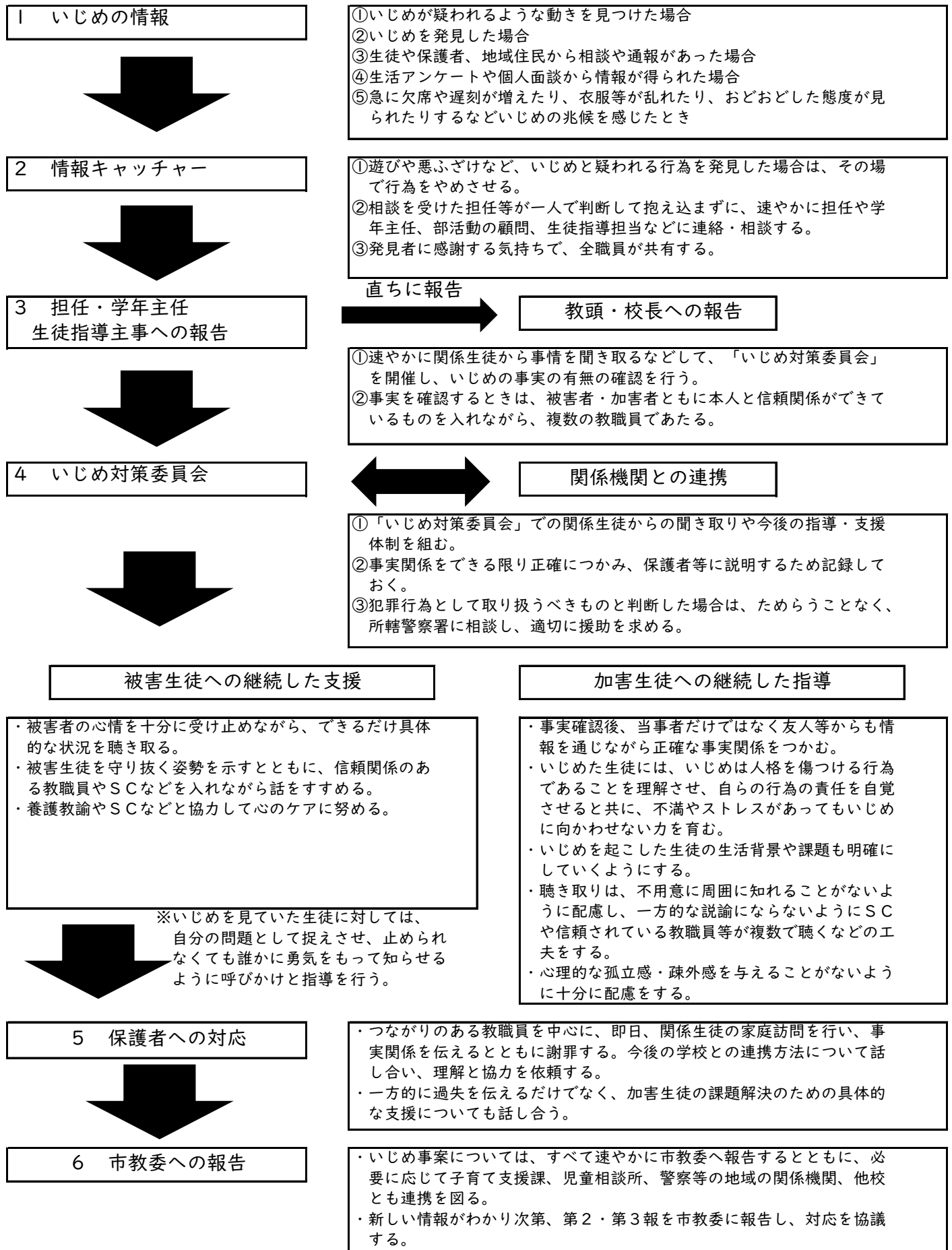
- ☐ 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている
- ☐ 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きされている
- ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている

6 年間計画（令和6年度）

月	指導内容	月	指導内容
4	・いじめ防止基本方針の共通理解、生徒・保護者等への周知 ・生徒の情報交換 ・生活アンケート調査	10	・生活アンケート調査
5	・連休明けの生徒観察・情報交換 ・みちしるべ ・生活アンケート調査 ・アセス実施	11	・三者面談 教育相談 ・生活アンケート調査
6	・生徒総会 ・教育週間（道徳公開授業） ・生活アンケート調査 ・アセス分析	12	・人権集会 ・生徒会役員改選と組織づくり ・生活アンケート調査
7	・家庭訪問 教育相談 三者面談 ・生活アンケート調査	1	・休業中の生徒の情報交換と共通理解 ・生活アンケート調査 ・アセス実施
8	・平和集会 ・職員研修会（情報交換、ケース会議他） ・生活アンケート調査	2	・新入生説明会（中学校の取組紹介） ・みちしるべ ・生活アンケート調査 次年度申し送り ・アセス分析
9	・休業中の生徒の情報交換と共通理解 ・生活アンケート調査	3	・新入生引継ぎ 資料作成・情報収集 ・年間の取組の検証・評価

7 いじめが発生した場合の対応（フローチャート）

※ 日時等含めて、正確に記録を残しておく。



8 いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
小島中学校「いじめ相談窓口」	095-821-9125	8:15～16:45（月～金）
子ども・子育て電話相談	0120-72-5311	9:00～21:00（月～金）
こころの電話	095-847-7867	9:00～15:15（月～金）
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00（毎 日）
ヤングテレホン	0120-78-6714	9:00～17:45（月～金）
子ども人権110番	0120-007-110	8:30～17:15（月～金）
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00（毎 日）
子供SOSダイヤル	0120-0-78310	24時間（月～金）
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	9:00～17:45（月～金）
長崎市こども相談センター	095-829-1122	9:00～17:30（月～金）
長崎市教育研究所教育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp	0120-556-275	9:00～16:00（月～金）
子育て支援相談電話 「e-kao」のホームページを検索し、相談 フォームへ	095-825-5624 095-822-8573	8:45～17:30（月～金）